

完全週休2日制促進工事における経費補正等基準（土木工事編）

令和7年8月5日
総務部 契約検査課

筑西市が発注する完全週休2日制促進工事の実施要領(以下「要領」という。)第4条に示す「別に定める経費補正等基準」のうち、土木工事に係るものについては下記のとおりとする。

1 本基準の対象

茨城県積算基準及び標準歩掛(土木編)に基づき予定価格を算定のうえ筑西市が発注する完全週休2日制促進工事を対象とする。

2 経費補正等の実施について

(1) 発注者指定型の場合

- ・当初発注の予定価格算定において、3による経費補正等を実施する。
- ・現場閉所日確保率が100%未満となった場合は、経費補正は行わない。

(2) 受注者希望型の場合

- ・契約後の受発注者協議により完全週休2日制での施工が決定した場合、3による経費補正等を設計変更時に実施する。
- ・現場閉所日確保率が100%未満となった場合は、経費補正は行わない。

3 経費補正等の基準

(1) 経費補正係数

ア 経費補正は、以下の表による。なお、市場単価方式による積算に当たっては、現場の閉所状況に応じて、別紙に示す補正係数を乗じるものとする。

現場閉所日確保率	【区分】 100%以上
労務費に対する補正係数	1.04
機械経費（賃料）に対する補正係数	1.02
共通仮設費率に対する補正係数	1.03
現場管理費率に対する補正係数	1.05

イ アにおける現場閉所日確保は、以下の算出による。

$$\text{現場閉所日確保率 (\%)} = \frac{\text{工事期間中 (\text{※1}) の土曜日、日曜日のうち現場閉所した実日数 (\text{※2})}}{\text{工事期間中 (\text{※1}) の土曜日、日曜日の総日数}} \times 100\%$$

- ※1 工事着手日から工事完成日までの期間とする。ただし、工場製作のみの期間、工事全体を一時中止とした期間、夏季・年末年始休暇期間、不稼働期間（工事事故・天災等による突発的な休止期間、工事抑制期間（道路・河川の規制条件等）、別工事又は工事内の調整により工事を行わない期間）は除く。
- ※2 要領第7条第2項による振替現場閉所日も含める。また、発注者の指示や緊急対応等により現場が閉所できなかった日、現場管理に必要な作業（通行規制に伴う交通誘導作業や現場の安全確認のための見回り等）、現場見学会の実施、ボランティア等の地域貢献活動への参加等についても、現場閉所日とみなす。

(別紙) 市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数
		【区分】 100%以上
鉄筋工		1.05
ガス圧接工		1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.02
	撤去	1.05
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01
	撤去	1.05
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01
	撤去	1.05
防護柵設置工（横断・転倒防止柵）	設置	1.04
	撤去	1.05
防護柵設置工（落成防護柵）		1.02
防護柵設置工（落石防止網）		1.03
道路標識設置工	設置	1.01
	撤去・ 移設	1.04
道路付属物設置工	設置	1.02
	撤去	1.05
法面工		1.02
吹付砕工		1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.03
道路植栽工	植樹	1.05
	剪定	1.05
公園植栽工		1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04
橋面防水工		1.02
薄層カラー舗装工		1.01
グレーピング工		1.01
軟弱地盤処理工		1.02
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01